

平成 30 年 8 月 29 日

## 「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日 1 万円収入の最低保証」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 30 年 2 月以降、「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日 1 万円収入の最低保証」などとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁及び栃木県が合同で調査を行ったところ、「株式会社ジパング」（以下「ジパング」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び不実の告知）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1. 事業者の概要（注 1）

名称	株式会社ジパング（法人番号 5010401104377）（注 2）
所在地	東京都新宿区新宿一丁目 2 番 8 号
代表者	高橋 五郎（商業登記簿に代表取締役として記載されている者） 田中 保彦（ジパングが運営する金と銀のプロジェクトのウェブサイト に代表者として記載されている者）

（注 1）商業登記されている内容です。

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

### 2. 具体的な事例の概要

#### (1) 金と銀のプロジェクトのウェブサイトに消費者を誘導します。

ジパングは、消費者が購読しているメールマガジンや LINE 等の SNS<sup>1</sup> の広告に「毎日 1 万円収入の最低保証」などと掲載して、ジパングが運営する金と銀のプロジェクト（以下「本件プロジェクト」といいます。）のウェブサイトに消費者を誘導し、本件プロジェクトの詳細を知るには、消費者のメールアドレスの登録や LINE でのジパングとの友だち登録が必要として、それらの登録を促します。

#### (2) メールアドレスの登録や LINE の友だち登録をした消費者に対し、本件プロジェクトへの参加勧誘メール等を送信します。

本件プロジェクトのウェブサイトにジパングの代表者として掲載されていた田中保彦（以下「田中」といいます。）から消費者に対し、本件プロジェクトの CLUB THE ZIPANGU（以下「クラブザジパング」といいます。）と称する投資・運用コースへの参加を促すメールが連日配信され、消費者をクラブザジパングの参加申込みウェブ

<sup>1</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

ページへ誘導します。

そのメールや、クラブザジパングの募集ウェブサイトでは、

「毎日1万円収入の最低保証」

「341名の投資初心者全員が最低毎日1万円を受け取っています」

「孫の世代までの現金継続分配保証」

「月利20%継続保証」

「平均月利20%の具体的な収益イメージとして、運用スタート時の証券口座金額が10万円の場合、

1年目(12か月目) 元利合計89万円

2年目(24か月目) 元利合計794万円

3年目(36か月目) 元利合計7088万円！！

以降生涯にわたり右肩上がりに資産を構築！」

などと記載されています。

また、クラブザジパングの説明としては、ジパングが開発したとする「金と銀のアービトラージシステム<sup>2</sup>」(以下「システム」といいます。)により利益を得られるとし、消費者は自分の証券口座を海外に開設し、当該口座と、ジパングがシステムで運用している口座とが同じ動きをするよう接続させるだけで、毎日1万円、毎月30万円、年間365万円が最低ラインで保証されるコースとされています。

- (3) クラブザジパングの参加申込みウェブページに誘導され参加申込みをした消費者に、参加料として28万5000円を支払わせます。

ジパングは、クラブザジパングの参加申込みウェブページに、募集から2時間以内に参加申込みをした者への特典として、「運用資金50万円確約プラン」、「金と銀100グラム先着30名様プレゼント」などと早期参加が有利になるような記載をして勧誘し、参加申込みをした消費者に参加料が必要として28万5000円を支払わせます。

- (4) クラブザジパングに参加した消費者に、更にもうかるコースがあるなどとうたい、高額な参加料を別途支払わせようとしています。

ジパングは、クラブザジパングに参加した消費者のメールアドレスやLINEアカウントにメールやLINEメッセージを配信して、より多額の収益を上げられるコースがあるなどとして、最低1000万円の収益が保証されとするMAKE A ZIPANGU(以下「メイクアジパング」といいます。)と称するコースに参加するよう勧誘します。

ジパングは、そのメッセージで、メイクアジパングはFX<sup>3</sup>によりもうけが出せる仕組みと説明し、

「勝率は99%」

「利回りは年利1,200%から最高年利12,000%を達成する」

「参加するだけで1000万円以上を無条件で丸儲けできるとんでもないクラスになっています。」

<sup>2</sup> ジパングの説明では、金や銀を安い値段で買って高い値段で売ることにより差額を生じさせるシステム。

<sup>3</sup> Foreign Exchangeの略で、外国為替証拠金取引のこと。

などと記載して、消費者にその参加料として 45 万円を支払わせようとし、実際に支払った消費者もいます。

**(5) 消費者に海外の証券口座を開設させ、最低 10 万円を投資させます。**

ジパングは、クラブザジパングやメイクアジパングに参加した消費者に自己の口座を開設させ、最低でも 10 万円をその口座に入金させ、さらに、運用を開始するためには、当該口座とジパングがシステムで運用をしている口座とをリンクさせる必要があるとして、VPSサーバーと称する機器の使用料（最初の月が 1 万円、それ以降は毎月 5000 円）を請求します。この使用料は、複数のコースに参加している場合は、各コースごとに発生します。

クラブザジパングやメイクアジパングの参加料等を支払って運用を開始しても、実際には、投資額が目減りするなど、ジパングが説明しているシステムとは結果が異なるものであり、毎日確実に最低 1 万円の収入が保証できるような仕組みにはなっていません。

### **3. 合同調査の実施**

ジパングの行為によって消費者被害が急速に拡大していることを踏まえ、消費者の皆様にも早期に注意喚起を行う必要があったことから、消費者庁は、住民に被害が及んでいる栃木県と協力して迅速かつ効率的に調査を行いました。

### **4. 合同調査によって確認された事実**

- (1) ジパングの代表取締役高橋五郎の書面による回答文書及び同社のウェブサイトにて代表者として掲載され、本件プロジェクトの責任者とされている田中からの聴取結果等から、次の事実が判明しました。
  - ① 本件プロジェクトのウェブサイトや消費者に配信したメールや動画等で、「毎日 1 万円収入の最低保証」、「341 名の投資初心者全員が最低毎日 1 万円を受け取っています」、「孫の世代までの現金継続分配保証」、「月利 20%継続保証」などうたっているが、クラブザジパングやメイクアジパングの勧誘に係るこのような宣伝文句は、いずれも根拠や裏付けとなる事実はないこと。（虚偽・誇大な広告・表示及び不実の告知）
  - ② 本件プロジェクトのウェブサイトや消費者に配信したメールや動画等で、クラブザジパングの勧誘に際し、クラブザジパングに参加した消費者の特典として「運用資金 50 万円確約プラン」と記載しているが、この記載は、消費者に外国為替に係る投機性の高い取引をさせるもので、損失が生じれば消費者の自己責任で、50 万円を手に入れる確約をしたものではないこと。また、「金と銀 100 グラム先着 30 名様プレゼント」との記載についても、その実態はないこと。（虚偽・誇大な広告・表示及び不実の告知）
- (2) 現在、本件プロジェクトの参加募集や参加申込みは終了しているものの、本件プロジェクトのウェブサイトは、いまだ閉鎖されておらず、平成 30 年 8 月 28 日現在、ジパングの商業登記については解散登記も清算人選任登記もなされていません。

- (3) ジパング以外にも、投資サービスに関する消費者からの相談は寄せられており、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす可能性も考えられます。

## 5. 消費者庁からの皆様へのアドバイス

- インターネット上には、投資などのプロジェクト等と称するものに参加するだけで、「何もしなくても収入が得られる、将来にわたり収入が保証される」などの表現を用いて、高額な参加料や費用等を支払わせる業者が存在します。このような表現をうのみにして、高額なお金を支払っても、約束された収入を得られなかったといった相談が数多く寄せられています。何もしないで収入が得られるなどというまい話は決してありません。何もしなくても収入が得られる、将来にわたり収入が保証される、といった説明があったときは、まずは疑い、甘い言葉に決してだまされないでください。契約をする前に冷静に考えましょう。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。  
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

### 相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）  
電話番号 188（いやや!）
  - ◆ 警察相談専用電話  
電話番号 #9110
- ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先  
消費者庁消費者政策課財産被害対策室  
電話 03-3507-9187

「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、**毎日1万円収入の最低保証**」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

メールマガジンなどの広告で、金と銀のプロジェクトのウェブサイトへ消費者を誘導します。

あなたのやるべきことは、海外に自分の証券口座を開設するだけ！

毎日最低1万円の収入保証！

月利20%継続保証！！

孫の世代までも保証！！！！

金と銀のプロジェクトのクラブザジパングというコースです。

消費者にクラブザジパングの参加料として28万5千円を支払わせま  
す。

クラブザジパングの参加者に、更に高額なコースへの参加を勧誘しま  
す。

運用のための機器の使用料が発生することを、参加後に告げます。

実際は、毎日最低1万円の収入が保証される仕組みにはなっていません。

○少しでも「おかしいな」と思ったら、  
消費者ホットライン（188）や警察（#9110）にお電話を！

